

報告第 8 号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

平成 30 年 9 月 3 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

記

| 項 目     | 内 容   |           |
|---------|---|-----------|
| 発生日時・場所 | 平成 30 年 6 月 25 日 午後 1 時 50 分頃<br>飛騨市神岡町館野町地内  |           |
| 事故の概要   | 職員が、公用車で見通しの悪い交差点へ進入する際、確認不十分であったため、左方より直進してきた相手車両と出会い頭に衝突し、公用車左側前方部と相手車両右側前方部を損傷させた。 |           |
| 相手方     | [Redacted]  |           |
| 事故の種類   | 人 身   | 物 損       |
| 相手方損害額  | —   | 445,566 円 |
| 市の過失割合  |   | 60%       |
| 損害賠償金   | —   | 267,340 円 |
| 内 訳     | 保険金   | 267,340 円 |
|         | 一般財源  | 0 円       |
| 専決年月日   | 平成 30 年 8 月 22 日 専決第 9 号  |           |